



目 次

1. 手 帳 頁

(1) 身体障害者手帳	2
(2) 療育手帳	3
(3) 精神障害者保健福祉手帳	5
(4) 手帳交付の流れ	6

2. 手当・年金

(1) 在宅重度心身障害者手当（市の制度）	7
(2) 特別障害者手当（国の制度）	7
(3) 障害児福祉手当（国の制度）	8
(4) 経過措置による福祉手当（国の制度）	8
(5) 心身障害者扶養共済制度（県の制度）	9
(6) 特別児童扶養手当（国の制度）	11
(7) 児童扶養手当（国の制度）	11
(8) 年金制度（国の制度）	13
① 障害基礎年金	13
② 特別障害給付金	14
③ 障害厚生年金、障害手当金	14

3. 医 療

(1) 自立支援医療	15
① 精神通院医療	15
② 更生医療	15
③ 育成医療	16
(2) 重度心身障害者医療費助成制度	18

4. 相談窓口

(1) 本庄市役所障害福祉課	20
(2) 児玉郡市障害者基幹相談支援センターY o u & I ほみか	20
(3) 障害者相談支援事業所	20
(4) 本庄市障害者相談員	22
(5) 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	22
(6) 民生委員・児童委員、主任児童委員	22
(7) 本庄市社会福祉協議会	22
(8) 埼玉県本庄保健所	23
(9) 埼玉県児童相談所	23
(10) 埼玉県のその他機関	23

目次

5. 福祉用具の支援

(1) 補装具費の支給制度（自立支援給付）	24
(2) 日常生活用具の給付・貸与（地域生活支援事業）	25
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	25
(4) 難聴児補聴器購入費の補助	26
(5) 車いすの貸出	26

6. 暮らしの支援

(1) 障害者総合支援法によるサービス	27
① 自立支援システム全体像	27
② サービスの対象者	28
③ 障害福祉サービス等の内容	28
④ サービス利用の流れ	31
⑤ 利用者負担	32
1 利用者負担に関する配慮措置	32
2 利用者負担のしくみ	34
⑥ 受給者証	36
(2) 児童福祉法によるサービス	37
① サービスの内容	37
② サービス利用の流れ	37
③ 利用者負担	38
④ 受給者証	39
(3) 児童発達支援等自己負担金の補助	40
○ 本庄市多子世帯児童発達支援等利用負担額補助金	40
(4) 移動支援、一時預かり等のサービス	41
① 障害者（児）移動支援事業（地域生活支援事業）	41
② 障害者（児）日中一時支援事業（地域生活支援事業）	42
③ 障害児（者）生活サポート事業	43
(5) 在宅支援	44
① 身体障害者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）	44
② 福祉電話	45
③ 車いす仕様車の貸出	45
④ 生活福祉資金等の貸付（埼玉県福祉資金）	46
(6) 意思疎通支援	47
① 手話通訳者の派遣（地域生活支援事業）	47
② 要約筆記者の派遣（地域生活支援事業）	47
③ 手話奉仕員養成講座の開催（地域生活支援事業）	48
(7) 社会参加支援	49
① 福祉タクシー利用券の交付（地域生活支援事業）	49
② 自動車等燃料費の助成（地域生活支援事業）	49
③ 身体障害者自動車改造費の補助（地域生活支援事業）	50
④ 身体障害者自動車運転免許取得費の補助（地域生活支援事業）	51

⑤ 身体障害者自動車運転免許の無料教習	5 2
⑥ 運転適性相談	5 2
⑦ 身体障害者補助犬の給付	5 3
⑧ 点字・声の広報等発行・配付（地域生活支援事業）	5 3
⑨ 点字図書等の閲覧貸出	5 3
⑩ 点字による投票	5 4
⑪ 郵便等による不在者投票	5 4
⑫ 障害者レクリエーション活動（地域生活支援事業）	5 5
⑬ 障害者地域活動支援センター（地域生活支援事業）	5 5
（８）住まい	5 7
① 住宅改修費の支給	5 7
② 重度障害者居宅改善整備費の補助	5 7
③ 県営住宅の特例申込み・家賃減額	5 8
④ 市営住宅の優先登録	5 8
⑤ 単身者の市営住宅、県営住宅の入居申込み	5 9
（９）障害者の権利擁護	6 0
① あんしんサポートネット（福祉サービスの利用援助）	6 0
② 成年後見制度	6 0
③ 権利擁護センター	6 1
④ 虐待防止センター	6 2
⑤ 虐待通報ダイヤル	6 2
（１０）防災・緊急時	6 3
① ファックス１１９番通報システム	6 3
② メール・ファックス１１０番	6 8
③ 防災行政無線メール・ファックス送信サービス	6 8
④ ヘルプカード	7 0
⑤ 本庄市災害時要援護者避難支援制度	7 0
⑥ 福祉避難所	7 1

7. 税金・公共料金の減免など

（１）税金の控除、減免等	7 3
① 所得税・住民税（障害者控除等）	7 3
② 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	7 4
③ 軽自動車税（市税）の減免	7 5
④ 各種税金に関するお問い合わせ窓口	7 6
（２）交通機関の料金割引等	7 8
① 有料道路の割引	7 8
② J R 運賃の割引	7 9
③ J R 以外の私鉄運賃の割引	8 0
④ バス運賃の割引	8 0
⑤ タクシー運賃の割引	8 0
⑥ 国内航空運賃の割引	8 0
⑦ 駐車禁止規制の適用除外	8 1

目次

⑦ 思いやり駐車場制度	8 2
(3) その他減免、割引等	8 4
① N H K放送受信料の免除	8 4
② 点字郵便物等の無料扱い	8 5
③ 携帯電話基本料金等の割引	8 5
④ 電話番号の無料番号案内	8 5
⑤ 「湯かっこ」使用料の減額・免除	8 6
⑥ 「つきみ荘」利用料の減免	8 6

8. 就労支援

(1) 児玉郡市障がい者就労支援センター	8 7
(2) 障害者就業・生活支援センターこだま	8 8
(3) 公共職業安定所（ハローワーク）	8 9
(4) 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	8 9
(5) 職業訓練	9 0
① 職業訓練施設	9 0
② 職親のもとでの職業訓練	9 1

9. 子どもの相談・発達支援

(1) 障害のある子どもの相談窓口	9 2
① 本庄市保健センター	9 2
② 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	9 2
③ 教育相談	9 2
④ 地域生活の相談	9 2
⑤ 埼玉県本庄保健所	9 3
⑥ 埼玉県児童相談所	9 3
(2) 発達支援	9 4
① 健康診査・各種相談など	9 4
② 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	9 4
③ 障害児等療育支援事業	9 4
④ 地域療育センター	9 5
⑤ 埼玉県発達障害総合支援センター	9 5

10. 資 料

別表1 障害者手帳の等級及び程度別施策早見表	1
別表2 身体障害者程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）	9 6
別表3 日常生活用具一覧表	1 0 2
別表4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表	1 1 0
別表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）	1 1 2

別表1 障害者手帳の等級及び程度別施策早見表

項 目		手当・年金						医 療			福祉用具		暮らし							税金・公共料金								
問合せ先		市民課	子育て支援課		障害福祉課			障害福祉課		保険課	障害福祉課		障害福祉課							各実施機関窓口(障害福祉課で証明を受けるものがあります。)								
施策名		障害年金	児童扶養手当	特別児童扶養手当	在宅重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	心身障害者扶養共済制度	更生医療	重度心身障害者医療費助成	後期高齢者医療	補装具費の支給	日常生活用具給付・貸与	障害福祉サービス	福祉タクシー利用料金助成	自動車等燃料費補助	自動車改造費補助	運転免許取得費用補助	住宅改修費の支給	居宅改善整備費の支給	所得税・住民税の控除	(軽)自動車税・取得税の減免	有料道路料金割引	公共交通運賃割引	NHK受信料減免	携帯電話基本使用料等の割引	NＴＴ無料番号案内	
		(P.13)	(P.11)	(P.11)	(P.7)	(P.7)	(P.8)	(P.9)	(P.15)	(P.18)		(P.24)	(P.25)	(P.27)	(P.49)	(P.49)	(P.50)	(P.51)	(P.57)	(P.57)	(P.73)	(P.74)	(P.78)	(P.78)	(P.84)	(P.85)	(P.85)	
概要		病気になる方への生活や仕事等が制限されるよう	父又は母と一定の障害のある子に、その養育者に支給。＊所得制限有	父又は母と一定の障害のある子に、その養育者に支給。＊所得制限有	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子に支給。＊所得制限有	在宅重度障害者へ5千円/月を支給(施設入所者、6歳以上5千円/月を支給)	20歳以上で常時特別の介護を要する重度障害者に支給(施設入所者、3ヶ月以上の長期入院者を除く)＊所得制限有	20歳未満で、重度の障害がある方に支給(施設入所者を除く)＊所得制限有	障害者を扶養する家族が一定額の掛金を納めることで、障害者に年金を支給。	障害の程度を軽減、取り除くための医療に對して医療費の軽減を図る制度。人工透析療法、関節形成術等	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有	所得制限有
												他優先	他優先	他優先	どちらか				他優先	他優先			要証明		要証明			
身体障害者	1級	△ (「障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。詳細は「障害年金ガイド」7ページをご覧ください。)	△	△	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○	△	
	2級		△	△	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○	△	
	3級			△				△	△	○	○	○	△	○			△	△	△		○	△	○	○	△	○	△	
	4級			△					△	△	△	○	△	○			△	△			○	△	○	○	△	○	△	
	5級								△			○	△	○			△	△			○	△	○	○	△	○	△	
	6級								△			○	△	○			△	△			○	△	○	○	△	○	△	
知的障害者	①	△	○	○	△	△	○		○	○		○	○	○	○	○					○	○	○	○	△	○	○	
	A	△	○	○			○		○	○		○	○	○	○	○					○	○	○	○	△	○	○	
	B		△				○		○					○							○			○	△	○	○	
	C						○							○							○			○	△	○	○	
精神障害者	1級			○	△		○		○	○				○		○					○	△		△の航バみ空ス	△	○	○	
	2級						○		△	○				○		○					○			△の航バみ空ス	△	○	○	
	3級						△							○							○			△の航バみ空ス	△	○	○	

※ ○…該当 △…障害の内容により該当

■自動車税：障害区分証明書が必要な方は、手帳を持参し障害福祉課へ
■NTT無料番号案内：問合せは、ふれあい案内「TEL:0120-104-174 FAX:0120-000-104」まで

■発行・お問い合わせ先
○本庄市役所 障害福祉課
TEL 0495-25-1125 FAX 0495-23-1963